

○三春町賑わい創出事業補助金交付要綱

平成25年7月19日告示第29号

別表1（第3条第3項関係）

中心市街地創業支援の内容、補助対象経費及び補助率等

事業内容	補助対象経費	補助率等	補助金交付の条件等												
商店街の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する場合の改修費、賃借料及びコンセプト策定経費を補助する事業	①空き店舗の改修費補助 ②小売店舗の家賃補助 ③地域団体等の家賃補助 ④コンセプト策定経費補助	<table border="1"> <tr> <td>①空き店舗の改修費補助</td><td>補助率 限度額</td><td>1／2以内 200万円／1店舗</td></tr> <tr> <td>②小売店舗の家賃補助 ア 店舗入居者が新たに商業等を営もうとする者（以下「新規創業者」という。）の場合</td><td>補助率 限度額</td><td>10／12以内 年300万円（月25万円）</td></tr> <tr> <td></td><td>1年目 2年目 3年目</td><td>7／12以内 4／12以内</td></tr> </table>	①空き店舗の改修費補助	補助率 限度額	1／2以内 200万円／1店舗	②小売店舗の家賃補助 ア 店舗入居者が新たに商業等を営もうとする者（以下「新規創業者」という。）の場合	補助率 限度額	10／12以内 年300万円（月25万円）		1年目 2年目 3年目	7／12以内 4／12以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗について、賃貸借契約が締結されること。</li> </ul>			
①空き店舗の改修費補助	補助率 限度額	1／2以内 200万円／1店舗													
②小売店舗の家賃補助 ア 店舗入居者が新たに商業等を営もうとする者（以下「新規創業者」という。）の場合	補助率 限度額	10／12以内 年300万円（月25万円）													
	1年目 2年目 3年目	7／12以内 4／12以内													
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗について、1年以上の賃貸借契約が締結されること。</li> </ul>												
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗入居者は、これまでこの要綱に定める補助金を受けたことがない者であること。</li> </ul>												
		<p>イ 店舗入居者が新規創業者以外の場合</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td>1年目</td><td>2年目</td><td>3年目</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>8／12以内</td><td>6／12以内</td><td>4／12以内</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>年240万円（月20万円）</td><td></td><td></td></tr> </table>		1年目	2年目	3年目	補助率	8／12以内	6／12以内	4／12以内	限度額	年240万円（月20万円）			
	1年目	2年目	3年目												
補助率	8／12以内	6／12以内	4／12以内												
限度額	年240万円（月20万円）														
			<p>（最長3年間。ただし、交付決定は単年度ごとに行うこととする。）</p>												

	<p>③地域団体等の家賃補助</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td><td>2／3以内</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td>15万円／1店舗</td></tr> </table> <p>(最長10年間。ただし、交付決定は単年度ごとに行うこととする。)</p>	補助率	2／3以内	限度額	15万円／1店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き店舗について、1年以上の賃貸借契約が締結されること。</li> <li>店舗入居者は、これまでこの要綱に定める補助金を受けたことがない者であること。</li> </ul>
補助率	2／3以内					
限度額	15万円／1店舗					
	<p>④コンセプト策定経費補助</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td> <td>2／3以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>10万円／1地域</td> </tr> </table> <p>※算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	補助率	2／3以内	限度額	10万円／1地域	
補助率	2／3以内					
限度額	10万円／1地域					

別表2（第4条第3項関係）

郊外創業支援の内容、補助対象経費及び補助率等

事業内容	補助対象経費	補助率等	備考																
三春町の地域 経済活性化に 資するため、新 規に施設を立 地及び起業・創 業に必要な土 地を購入並び に既存施設の 改修等を行う 事業者への補	<p>①土地購入・建物建築又は購入・改修費用</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td> <td>対象経費の1／2</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>200万円</td> </tr> </table> <p>②家賃費用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>8／12以内</td> <td>6／12以内</td> <td>4／12以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">年120万円（月10万円）</td> </tr> </table>	補助率	対象経費の1／2	限度額	200万円		1年目	2年目	3年目	補助率	8／12以内	6／12以内	4／12以内	限度額	年120万円（月10万円）				
補助率	対象経費の1／2																		
限度額	200万円																		
	1年目	2年目	3年目																
補助率	8／12以内	6／12以内	4／12以内																
限度額	年120万円（月10万円）																		

助事業	(家賃補助については、最長3年間補助。 ただし、交付決定は単年度ごとに行うこと とする。)	
-----	---	--